

平成25年度第1回京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
平成25年度第1回京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 平成25年4月5日(金) 16:00~20:30

2 場所 京都市市民活動総合センター「ミーティングルーム」

3 出席者

(1) 委員

岩崎委員、清水委員、新川委員、西垣委員、平尾委員(五十音順)

(2) 事務局等

(京都府) 小林府民生活部長、鈴木府民力推進課長、課担当職員

(京都市) 平竹文化市民局長、三宅地域自治推進室長、山村市民活動支援課長、課担当職員

傍聴人、報道機関(記者)の出席なし

4 議題

(1) 審査委員会の運営等について

(2) 条例による個別指定制度の概要等について

(3) 諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査

5 公開・非公開の別 議題(1)(2)公開、(3)非公開

6 議事の概要

(1) 委員紹介

(2) 委員長選任

京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第1項及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第2項」の規定により、新川委員が委員長に互選された。

(3) 委員長の職務代理者の指名

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第3項」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条

第4項」の規定により、委員長が西垣委員を委員長の職務代理者に指名した。

(4) 審査委員会の運営等について

事務局から、審査委員会運営要領(案)について資料に基づき説明を行い、京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領について原案どおり決定した。

(5) 条例による個別指定制度の概要等について

事務局から、条例による個別指定制度の概要等について資料に基づき説明を行った。

(6) 諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領第4条及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領第4条の規定により非公開

(7) その他

ア 今後の委員会の進め方

事前に確認するポイントは委員間で論点を共有し、必要な情報を事務局から補足、議論の地ならしをしたうえで、審査の最終段階で申出法人と意見交換を行う。申出法人から直接話を聞くことは良いことであるが、法人の任意性の確保は必要である。

審査資料については、ホームページの掲載情報を含め可能な範囲で入手しておくことが望ましい。

時間の配分はタイトとにならないよう、適宜見直しを検討するべきである。

イ 今年度の審査委員会の日程等について

今後のスケジュールについて事務局より説明し、次回以降の審査委員会の日程を次のとおり確認した。詳細の日時については、後日事務局で調整することとした。

- ・ 平成25年度第2回審査委員会 7月下旬~8月上旬
- ・ 平成25年度第3回審査委員会 10月上~中旬
- ・ 平成25年度第4回審査委員会 12月下旬~1月上旬